

**平成25年度
青森県国民保護共同実動訓練の概要**

**平成25年10月
内閣官房
青森県
弘前市**

目 次

1 訓練の概要	1
（1）目的	2
（2）実施日時	2
（3）想定	2
（4）主な訓練実施場所	2
（5）各サイトにおける訓練項目	5
（6）参加機関等	6
（7）訓練評価	7
（8）国民保護研修会	8
2 訓練の流れ（シナリオ）	9
3 各サイトにおける訓練内容等	13
（1）弘前市運動公園における訓練	14
（2）医療機関における訓練	19
（3）青森空港における訓練	24
（4）弘前市立東小学校等における訓練	27
（5）青森県弘前合同庁舎における訓練	30
参考1 過去に実施した国民保護共同実動訓練について	32
（1）山形県国民保護共同実動訓練（平成24年度）	32
（2）滋賀県国民保護共同実動訓練（平成24年度）	33
（3）長崎県国民保護共同実動訓練（平成23年度）	34
参考2 国民保護あれこれ	35
参考3 国民保護ポータルサイト	46

1 訓練の概要

(1) 目的

国民保護法に基づき、国、地方公共団体、その他関係機関及び地域住民が一体となった共同の実動訓練を実施し、関係機関の機能確認及び関係機関相互の連携強化を図るとともに、国民の保護のための措置に対する国民の理解の促進を図る。

(2) 実施日時

平成25年11月7日(木) 11:30～15:30

(3) 想定

イベント開催中の弘前市運動公園において、放射性物質「セシウム137」を含んだ爆発物(ダーティボム)が爆発し、多数の死傷者が発生する。

(4) 主な訓練実施場所

ア 弘前市運動公園(青森県武道館等)

(弘前市大字豊田2丁目3番地)

- ・初動対応訓練(救出・救助等)
- ・簡易除染、応急救護訓練
- ・被災者搬送訓練
- ・現地調整所運営訓練



イ 弘前大学医学部附属病院

(弘前市大字本町53番地)

- ・負傷者受入訓練
- ・医療救護訓練



ウ 青森県立中央病院

(青森市東造道2丁目1番1号)

- ・負傷者受入訓練
- ・医療救護訓練



- エ 弘前市立病院
(弘前市大字大町3丁目8番地1)
- ・ 負傷者受入訓練
 - ・ 医療救護訓練



- オ 青森空港
(青森市大字大谷字小谷1番5号)
- ・ SCU (広域搬送拠点臨時医療施設) 運営訓練



- カ 弘前市立東小学校 (体育館)
(弘前市大字城東中央5丁目6番地1)
- ・ 避難所運営訓練



- キ 青森県弘前合同庁舎
(弘前市大字蔵主町4番地)
- ・ 通信訓練 (テレビ会議)
 - ・ 合同対策協議会運営訓練



- ク 総理大臣官邸
(千代田区永田町2丁目3番1号)
- ・ 通信訓練 (テレビ会議)



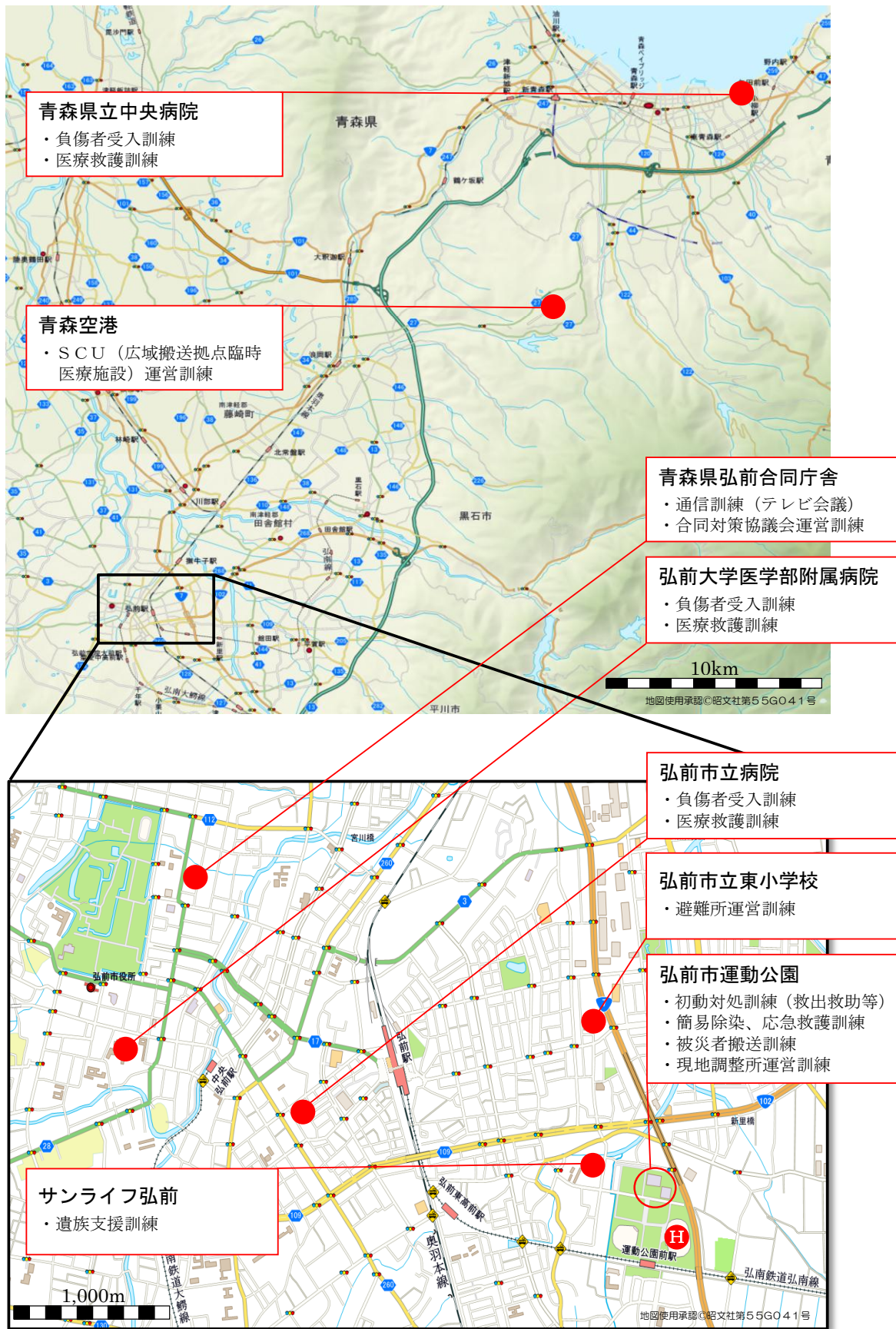


図1 主な訓練実施場所の配置

(5) 各サイトにおける訓練項目

ア 弘前市運動公園

- (ア) 初動対処訓練
 - ・線量率評価及びゾーニング
 - ・放射線防護等
 - ・被災者の救出・救助
 - ・専門機関との連携
- (イ) 簡易除染・応急救護訓練
 - ・トリアージ
 - ・簡易除染及び救護処置
- (ウ) 被災者搬送訓練
 - ・ヘリ搬送
 - ・救急搬送
 - ・バス搬送
- (エ) 現地調整所運営訓練

イ 医療機関

- (ア) 負傷者受入訓練
 - ・負傷者の受入準備
 - ・負傷者等の収容
- (イ) 医療救護訓練

ウ 青森空港

- SCU（広域搬送拠点臨時医療施設）運営訓練
 - ・負傷者の受入準備
 - ・負傷者の収容及び搬送準備

エ 弘前市立東小学校等

- (ア) 避難所運営訓練
 - ・外部汚染のスクリーニング及び除染
 - ・安否情報の収集、メンタルヘルスへの配慮
 - ・リスクコミュニケーション
 - ・給食
- (イ) 遺族支援訓練（※サンライフ弘前で実施）

オ 青森県弘前合同庁舎

- (ア) 総理大臣官邸との通信訓練（テレビ会議）
- (イ) 合同対策協議会運営訓練

(6) 参加機関等

ア 主催

内閣官房、青森県、弘前市

イ 指定行政機関

警察庁、消防庁、厚生労働省、国土交通省、原子力規制委員会、防衛省

ウ 指定地方行政機関

東北管区警察局、東北地方整備局、東京航空局、仙台管区气象台

エ 指定公共機関（医療機関を除く）

独立行政法人放射線医学総合研究所、日本赤十字社青森県支部

オ 指定地方公共機関

弘南バス株式会社

カ 警察

青森県警察

キ 消防

弘前地区消防事務組合消防本部、青森地域広域消防事務組合消防本部、八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部、五所川原地区消防事務組合消防本部、つがる市消防本部、北部上北広域事務組合消防本部、鱒ヶ沢地区消防事務組合消防本部、弘前市消防団

ク 自衛隊

陸上自衛隊（東北方面隊第9師団）、海上自衛隊（大湊地方隊、航空集団）、航空自衛隊（北部航空方面隊、航空救難団、航空支援集団、航空機動衛生隊）、自衛隊青森地方協力本部

ケ 医療機関

国立大学法人弘前大学医学部附属病院、青森県立中央病院、弘前市立病院、八戸市立市民病院、青森市民病院、黒石市国民健康保険黒石病院、つがる西北五広域連合西北中央病院、十和田市立中央病院、一部事務組合下北医療センターむつ総合病院、独立行政法人国立病院機構弘前病院、津軽保健生活協同組合健生病院、医療法人元秀会弘前小野病院、医療法人弘愛会弘愛会病院、一般社団法人弘前市医師会、公益社団法人青森県診療放射線技師会

コ その他関係機関等

学校法人弘前城東学園弘前医療福祉大学、同大学短期大学部、公益社団法人青森県隊友会、公益財団法人弘前市体育協会、国立大学法人弘前大学被ばく医療総合研究所、同大学大学院保健学研究科、弘前市立東小学校、弘前市赤十字奉仕団

(7) 訓練評価

下記体制により、外部有識者による評価を実施する。

<委員長>	放射線医学総合研究所	明 石 真 言
<委員>	警察庁警備局警備課	石 田 武 弘
<委員>	福島県立医科大学医学部	伊 関 憲
<委員>	救急振興財団救急救命九州研修所	郡 山 一 明
<委員>	東京都立広尾病院	佐々木 勝
<委員>	陸上自衛隊東北補給処装備計画部化学課	菅 浩 一
<委員>	日本原子力研究開発機構東海研究開発センター	高 田 千 恵
<委員>	東京消防庁警防部特殊災害課	竹 泉 聡
<委員>	日本医科大学大学院医学研究科	布 施 明

(敬称略五十音順)

(8) 国民保護研修会

国民保護について一層の理解を促進するとともに、今回の訓練の円滑な実施及び訓練参加機関相互の認識の共通化、訓練効果の増大等を図ることを目的として、訓練実施前の平成25年10月21日(月)に青森県弘前市(弘前文化センター)で国民保護研修会を開催。



平成 25 年度 国民保護研修会 in 青森

青森県では平成25年11月7日(木)に国民保護共同突動訓練を実施します。これに先立ちまして、関係者の方はもとより一般の市民のみならずにも、テロ等の災害が発生した場合の避難、救済活動等をご理解頂くために研修会を開催します。

10月21日(月) 18:00~19:40

(17:30 開場)

弘前文化センター

(弘前市下白銀町19-4)

- ◎ JR弘前駅から土手町循環バスで文化センター前下車・徒歩0分
- ◎ JR弘前駅からタクシーで約7分
- ◎ 車でお越しの方は、文化センター駐車場をご利用ください。
駐車料金は普通自動車30分100円(最初の1時間は無料)

一般公開 (事前登録必要)

入場無料



プログラム

- ◎ 主催者あいさつ
- ◎ パネルディスカッション
「災害そしてテロに備える」～地域で取り組む危機管理～

パネリスト



柏倉 幾郎
弘前大学校医(医療総合研究所) 所長



工藤 淳
NPO法人青森県防災士会 相談役



北崎 秀一
内閣官房 内閣審議官



小笠原 靖介
青森県 行政改革・危機管理監



佐藤 喜久二
(株)総合防災ソリューション 特任参事

コーディネーター

お申し込み方法(2013年10月15日必着) / 本チラシの裏面に申し込み用紙となっておりますので、必要事項を記入の上、FAXでお申し込み下さい。また、インターネットからも申し込むことができますので、本チラシの裏面に記載の「内閣官房 国民保護ポータルサイト」をご確認ください。
 ◎ 入場の際は、事前登録が必要となります。FAXでお申し込みの方は、ご連絡いただきましたお申し込み用紙を当日会場にご持参下さい。国民保護ポータルサイトからお申し込みいただいた方には、登録番号をお知らせしますので、当日その番号を受付でお申し伝えください。
 ※応募者多数の場合は、お申し込みの順の先着順とさせていただきますので、ご了承くださいませようお願いします。

お申し込みは、「内閣官房 国民保護ポータルサイト」<http://www.kokuminhogo.go.jp/> へ
 主催：内閣官房 / 青森県 / 弘前市

2 訓練の流れ（シナリオ）

【用語の定義】

- 赤タグ：緊急治療が必要な重症患者（緊急治療群）
- 黄タグ：入院を要する中等症の患者（準緊急治療群）
- 緑タグ：入院を要しない軽症の患者（非緊急治療群）
- 黒タグ：災害による死者
- 被災者：災害に遭った者（負傷していない者も含む）

表 1 訓練全体の流れ

時間	発災現場等	医療機関	県庁・市役所	政府
1130	<p>弘前市運動公園においてダーティ ボム爆発事案発生</p> <p>消防によりNBC簡易検知 ゾーニング</p> <p>被災者の救出・救助開始 トリアージ開始</p> <p>被災者の簡易除染開始 現地調整所開設</p> <p>DMA T等医療チーム順次到着 赤タグ・黄タグの救護処置開始</p>			
1200	<p>赤タグ・黄タグの救急搬送開始</p>	<p>負傷者受入準備</p>	<p>県危機対策連絡室 設置</p> <p>市緊急事態連絡室 設置</p> <p>自衛隊に災害派遣 要請</p> <p>関係機関に応援要 請</p>	<p>官邸対策室設置 緊急参集チーム招集</p>
1230	<p>赤タグのヘリ搬送開始</p>	<p>負傷者順次受入</p> <p>医療処置</p>		
1300	<p>避難所設置 避難所への緑タグ等のバス搬送 開始</p>	<p>広域医療搬送の 手続開始</p>		
1330	<p>発災現場の除染開始</p>		<p>緊急対処事態対策 本部設置</p>	<p>安全保障会議・閣議 緊急対処事態の認定 緊急対処事態対策本部 設置</p>
1400				
1430	<p>発災現場の除染完了</p>			
1500			<p>テレビ会議 合同対策協議会へ の参加</p>	<p>テレビ会議 合同対策協議会開催</p>
1530				

青字は仮想の動きで、実動による訓練は実施しない。

コラム：「ダーティボム」事案への対処

○「ダーティボム」とは

「ダーティボム」とは、放射性物質と爆薬を組み合わせた爆弾のことです。核分裂を利用する原子爆弾とは異なるものであり、高温の熱線、強い爆風、強い放射線を生じさせることはありません。

○「ダーティボム」の危険性

「ダーティボム」が爆発すると、爆発による直接の被害が発生します。「ダーティボム」の主たる危険は、この爆発そのものです。加えて、放射性物質が飛散し、周囲が汚染されることで、社会不安が引き起こされることとなりますが、「ダーティボム」に起因する放射線量は一般的に低く、直ちに健康被害を引き起こす可能性は低いと考えられます。ただし、放射性物質を吸い込んだり、飲み込んだりすると、体内からの被ばくにより、中長期的に健康に影響を与える可能性があります。

○「ダーティボム」への対応

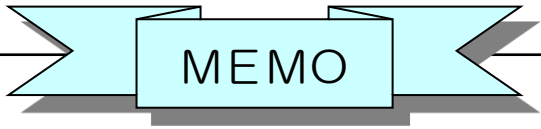
万が一、「ダーティボム」の爆発に遭遇した場合、放射性物質や煙を吸い込まないことが重要です。ただし、爆発直後に「ダーティボム」であることが判明することは稀であると考えられますので、不審な爆発現場の近くに居合わせた場合には、常に布で鼻と口を覆うなどしながら、風上の方向に向かって現場から離れることが必要です。警察官や消防隊員が近くにいる場合は、その指示に従うことが原則です。現地に救護所等がある場合は、体に付着した放射性物質の除去やけがの手当を受けることができます。その後、医師や専門家から必要な処置やアドバイスを受けることとなります。この間、放射性物質を体内に取り込まないよう、喫煙や飲食は絶対に避けなければなりません。

○現場活動における留意点

「ダーティボム」によるテロに限らず、テロが疑われる事案では、「二次的な攻撃の有無の確認」「NBC剤の検知」「ゾーニング」を実施することが基本です。

また、「ダーティボム」事案では、適時適切なゾーニングの設定がその後の現場管理にとって非常に重要なファクターになることや、放射線危険区域、準危険区域で活動する実動機関や医療従事者については、警報付き個人線量計により、放射線被ばくの管理を徹底すべきことに留意する必要があります。

平成22年度に、「ダーティボム」によるテロを想定した初の国民保護共同実動訓練を行いました。その際、有識者や実動機関の方々によるシナリオ作成ワーキンググループを設置し、現場の活動要領について検討を行っています。その中では、赤タグ負傷者（緊急に外傷治療を必要とする負傷者）については、医療処置や搬送にあたる方々の防護を整えた上で、除染前に医療処置を開始すべきと提言されています。また、黄、緑タグ負傷者及び非負傷者については、原則、除染を優先し、放射性物質の吸入を防ぐためのマスク着用の上、脱衣と拭取りによる簡易除染を行うこととされました。今回の訓練においても、この考え方に沿って対応することとしています。



A large, empty rectangular frame with a thin black border, intended for writing the memo's content.

3 各サイトにおける訓練内容等

(1) 弘前市運動公園における訓練 (表2参照)

ア 初動対処訓練

・線量率評価及びゾーニング

発災現場及び周辺における放射線の空間線量率を測定・評価して、放射線危険区域(ホットゾーン)、準危険区域(ウォームゾーン)及び警戒区域(コールドゾーン)を設定する。

・放射線防護等

放射線空間線量率の測定・評価及びBC剤の検知結果に基づき防護措置(装備の選定・装着等)を実施する。

・被災者の救出・救助

被災者の救出・救助を実施し、一時退避エリアへ搬送・誘導する。

・専門機関との連携

放射線防護措置等については専門機関(弘前大学被ばく医療総合研究所)から助言を受けて実施する。

イ 簡易除染・応急救護訓練

・トリアージ

一時退避エリアにおいて、START法により外傷救命トリアージを実施する。さらに、救護エリアにおいても、随時、外傷救命トリアージ(生理学的・解剖学的トリアージ)を行い、負傷者の状態を再評価する。

・簡易除染及び救護処置

緊急治療群(赤タグ)に対しては、青森県武道館内の赤タグ対応エリアで救命処置を実施する。なお、救命が除染に優先されるべきことを踏まえ、救命処置の実施に際し通常行われる脱衣以外には特段の除染は行わず、速やかに医療機関へ搬送する。

準緊急治療群(黄タグ)に対しては、簡易除染(脱衣、拭取り)を実施した後、黄タグ対応エリアで応急的な処置を実施する。

非緊急治療群(緑タグ)及び非負傷者については、簡易除染(脱衣、拭取り)を実施した後、避難所(医療救護所含む)へ搬送する。

ウ 被災者搬送訓練

・ヘリ搬送

負傷者(赤タグ)を発災現場近傍の臨時ヘリポートから県内災害拠点病院(二次被ばく医療機関)へ搬送する。

・救急搬送

負傷者(赤タグ及び黄タグ)を救急車により、医療機関又は臨時ヘリポートへ搬送する。

・バス搬送

負傷者(緑タグ)及び非負傷者を指定地方公共機関のバスにより避難所へ搬送

する。

エ 現地調整所運営訓練

関係機関（青森県、弘前市、警察、消防、自衛隊、DMAT）の活動調整を行うため、現地調整所を設置・運営する。

表2 弘前市運動公園における訓練の流れ

時刻	行動等
1130	<p>弘前市運動公園（克雪トレーニングセンター前）においてダーティボム爆発事案発生</p> <p>消防、警察による対応開始（NBC簡易検知、不審物の検索等）</p> <p>放射線空間線量率の測定・評価</p> <p>ゾーニング（放射線危険区域、準危険区域、警戒区域の設定）</p> <p>専門機関からの助言により放射線防護措置決定</p> <p>被災者の救出・救助開始</p> <p>一時退避エリアにおけるトリアージ開始</p> <p>被災者の簡易除染開始</p> <p>現地調整所開設</p> <p>DMAT・弘前市内医療チーム順次到着</p> <p>負傷者（赤タグ・黄タグ）の救護処置開始</p>
1200	<p>陸上自衛隊による救出・救助開始</p> <p>負傷者（赤タグ・黄タグ）の救急搬送開始</p> <p>県警NBC対策部隊による検体採取、克雪トレーニングセンター内の検知・検索開始、爆発物処理部隊待機</p>
1230	<p>負傷者（赤タグ）のヘリ搬送開始</p>
1300	<p>避難所への負傷者（緑タグ）・非負傷者のバス搬送開始</p> <p>核種同定</p>
1330	<p>陸上自衛隊による克雪トレーニングセンター前広場の除染開始</p>
1400	<p>克雪トレーニングセンター前広場の除染完了</p>
1430	<p>訓練終了</p>

青字は仮想の動きで、実動による訓練は実施しない。



図2 弘前市運動公園における活動図（全体図）

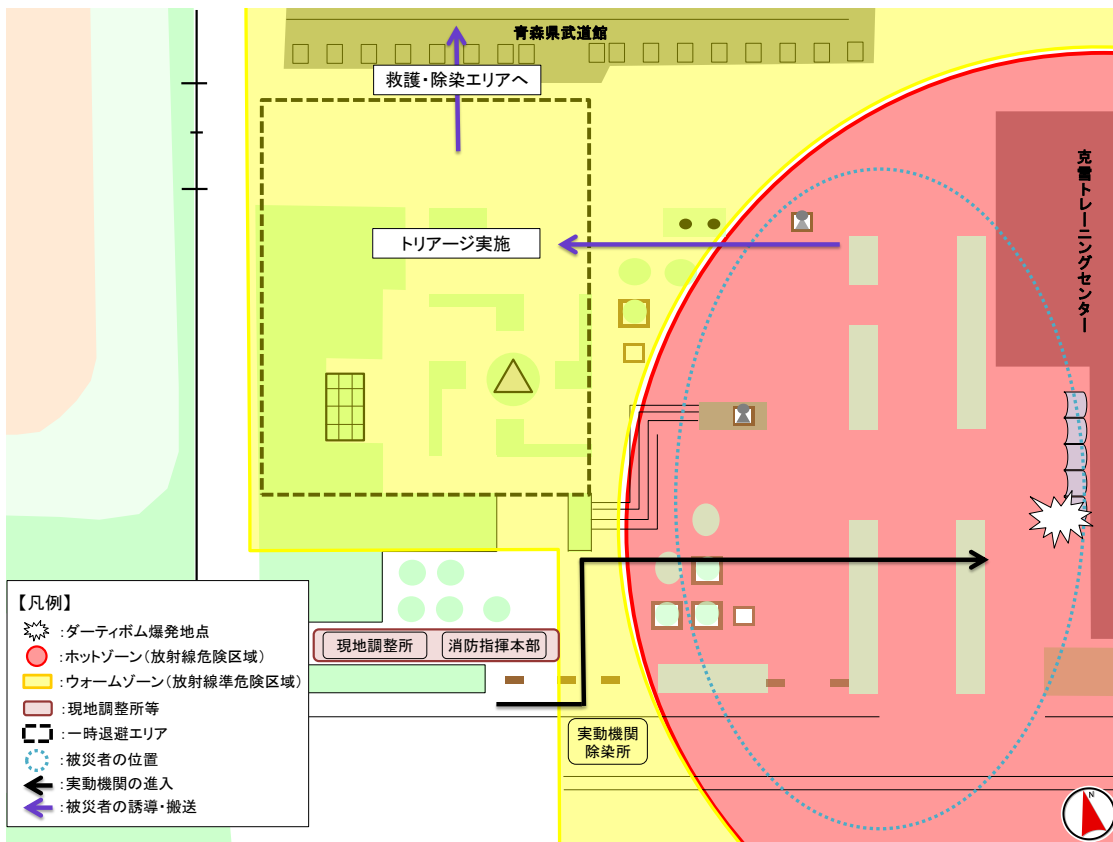


図3 弘前市運動公園における活動図（事案発生現場周辺）

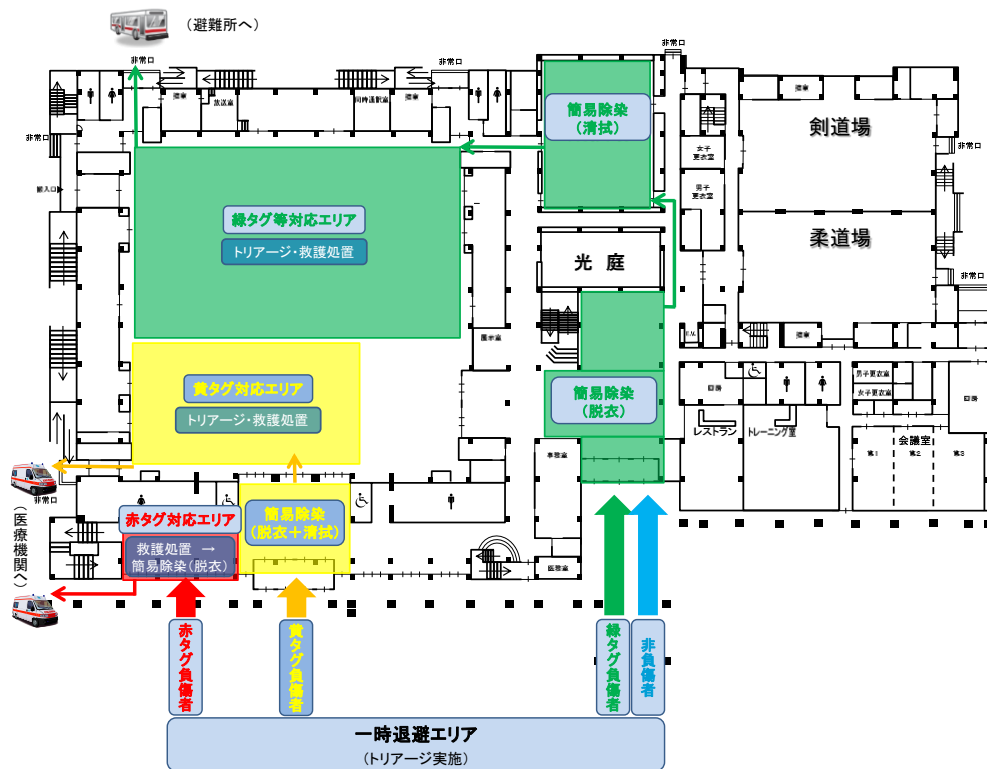


図4 弘前市運動公園における活動図（青森県武道館内）

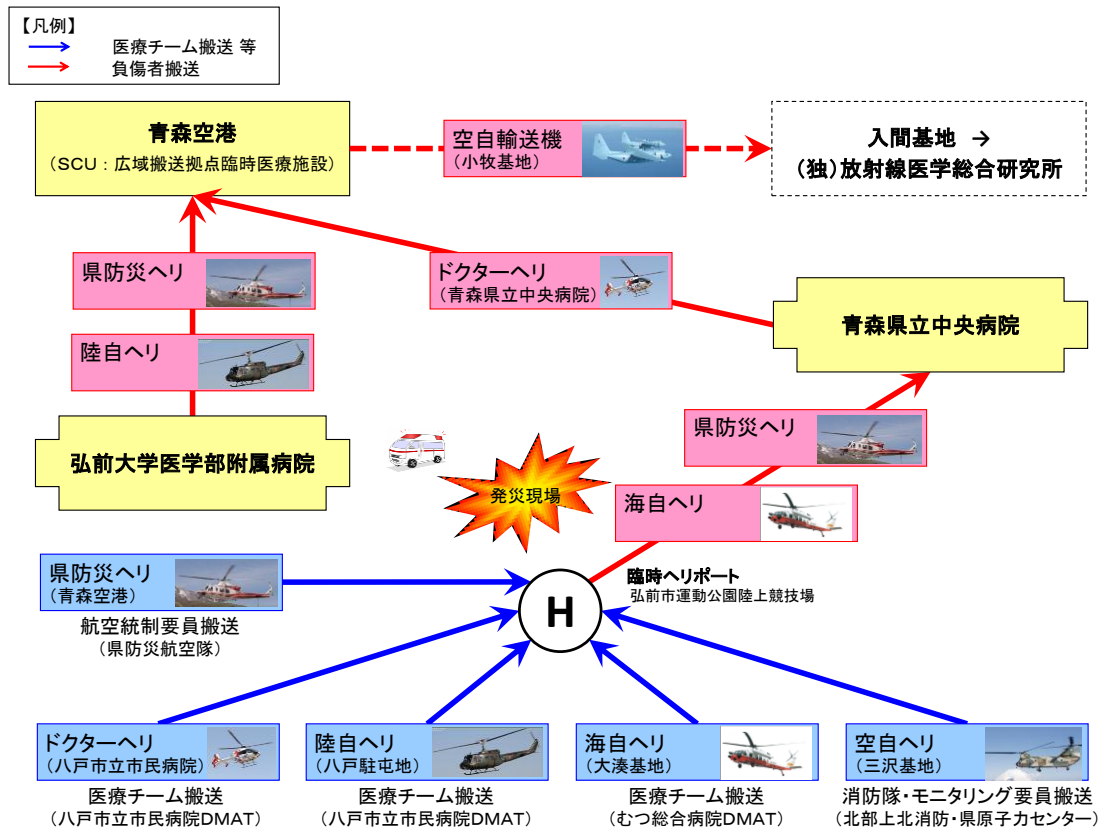


図5 負傷者等の航空搬送の流れ

【参考】訓練イメージ（これまでに実施された訓練の記録写真）



NBCの検知（H21 徳島）



発災現場への進入（H22 茨城）



重症者の救出（H24 山形）



除染（H21 兵庫）



現場での応急処置（H24 滋賀）



重症者のヘリ搬送（H23 長崎）



エリア除染（H20 長野）



現地調整所（H22 熊本）

(2) 医療機関における訓練 (表3参照)

ア 負傷者受入訓練

・負傷者の受入準備

汚染の可能性のある負傷者の収容に携わる医療従事者の防護衣着用及び施設の養生等の放射線防護措置を実施する。

・負傷者等の収容

来院者の進入統制(ゲートコントロール)を実施するとともに、ヘリ又は救急車により搬送された負傷者及び自力で来院した被災者の収容を実施する。

イ 医療救護訓練

収容された負傷者に対し、外傷救命処置を実施する。

負傷者(赤タグ)については、除染に優先して医療処置を行い、負傷者(黄タグ)及び自力来院者については、外部汚染のスクリーニングを実施(汚染がある場合は除染を実施)した後、医療処置等を行う。

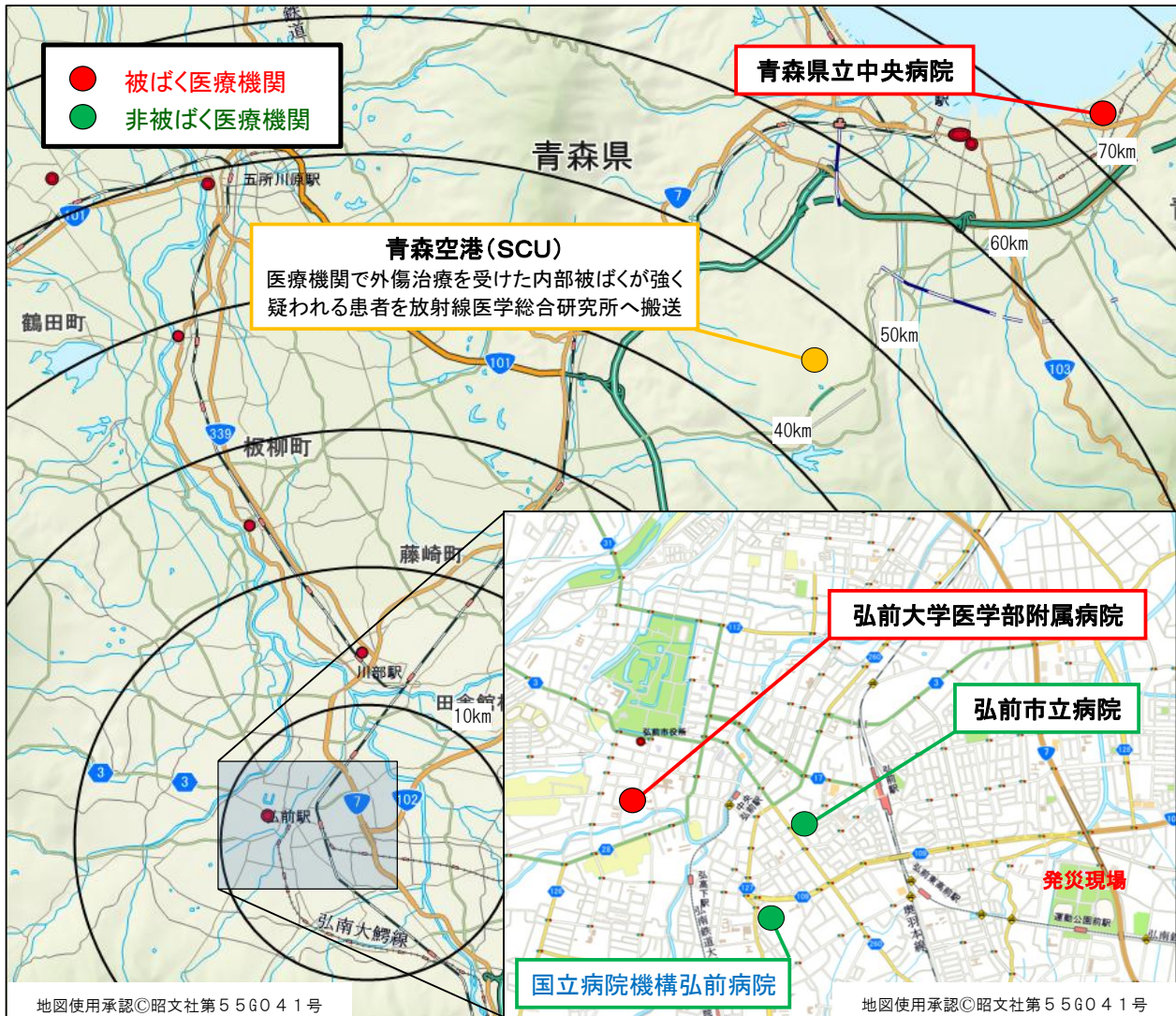
また、テレビ会議システム等を通じて、放射線医学総合研究所(三次被ばく医療機関)から被ばく医療に関する今後の治療方針について助言を得るとともに、内部被ばくが強く疑われる患者の同研究所への広域医療搬送について協議を行う。

非被ばく医療機関においては、専門機関(弘前大学大学院保健学研究科)の支援を受け、負傷者のスクリーニング等を実施するとともに、被ばく医療機関から派遣されるDMATの支援を受け、医療処置を実施する。

表3 医療機関における訓練の流れ

時刻	被ばく医療機関における行動等 《弘前大学医学部附属病院》 《青森県立中央病院》	非被ばく医療機関における行動等 《弘前市立病院》
1130	弘前市運動公園においてダーティボム爆発事案発生	弘前市運動公園においてダーティボム爆発事案発生
	負傷者受入準備開始	負傷者受入準備開始 県に対し支援要請
1200		
1230	救急搬送された負傷者（赤タグ・黄タグ）順次到着、収容・医療処置を実施 《弘前大学医学部附属病院》	弘前大学大学院保健学研究科チーム到着
	へり搬送された負傷者（赤タグ）及び救急搬送された負傷者（黄タグ）順次到着、収容・医療処置を実施 《青森県立中央病院》	救急搬送された負傷者（赤タグ・黄タグ）順次到着、収容・医療処置を実施
1300	内部被ばくが強く疑われる患者の放射線医学総合研究所への搬送について同研究所と協議《弘前大学医学部附属病院》	むつ総合病院チーム（DMA T）到着
1330	内部被ばくが強く疑われる患者の放射線医学総合研究所への搬送について同研究所と協議《青森県立中央病院》	
1400	SCU開設後、内部被ばくが強く疑われる患者を順次へり搬送	処置後、さらに外傷処置が必要な患者、外部汚染がある患者や内部被ばくの疑いがある患者は、弘前大学医学部附属病院へ、外部汚染も内部被ばくの疑いもない患者の一部は、近隣二次救急医療機関へ転院搬送
1430	訓練終了	訓練終了
1500		

青字は仮想の動きで、実動による訓練は実施しない。



青字は仮想搬送先で、実動による訓練は実施しない。

非被ばく医療機関（二次救急医療機関）における対応方針は以下のとおり。

- (1) 弘前市立病院、**国立病院機構弘前病院**に搬送された負傷者（黄タグ）については、外部汚染のスクリーニングを実施（汚染がある場合は除染を実施）した後、医療処置を行う。その後、外部汚染が残っている患者、内部被ばくの疑いがある患者（スクリーニングで頭部・顔面汚染が検出された患者等）は被ばく医療機関へ搬送し、外部汚染も内部被ばくの疑いもない患者の一部は当該医療圏及び隣接医療圏の他の二次救急医療機関へ搬送する。
- (2) 弘前市立病院、**国立病院機構弘前病院**に搬送された負傷者（赤タグ）については、医療処置実施後、三次救急医療機関へ搬送する。

図6 搬送先病院の配置

(弘前大学医学部附属病院)

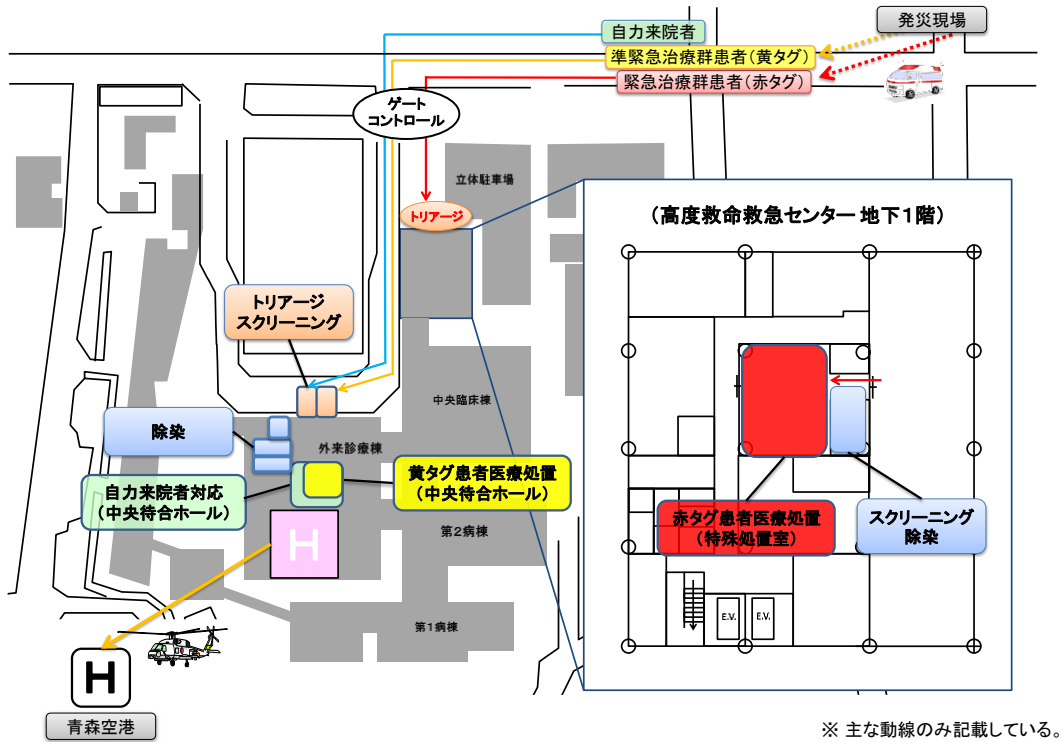


図7 弘前大学医学部附属病院における活動図

(青森県立中央病院)

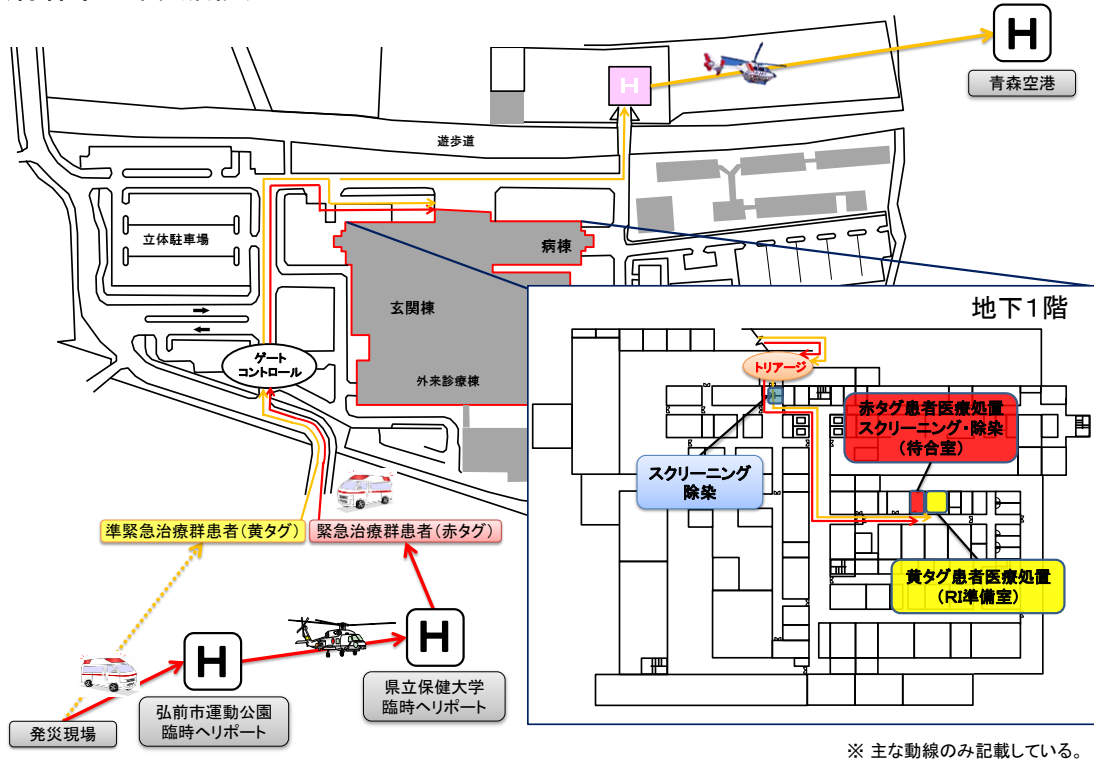
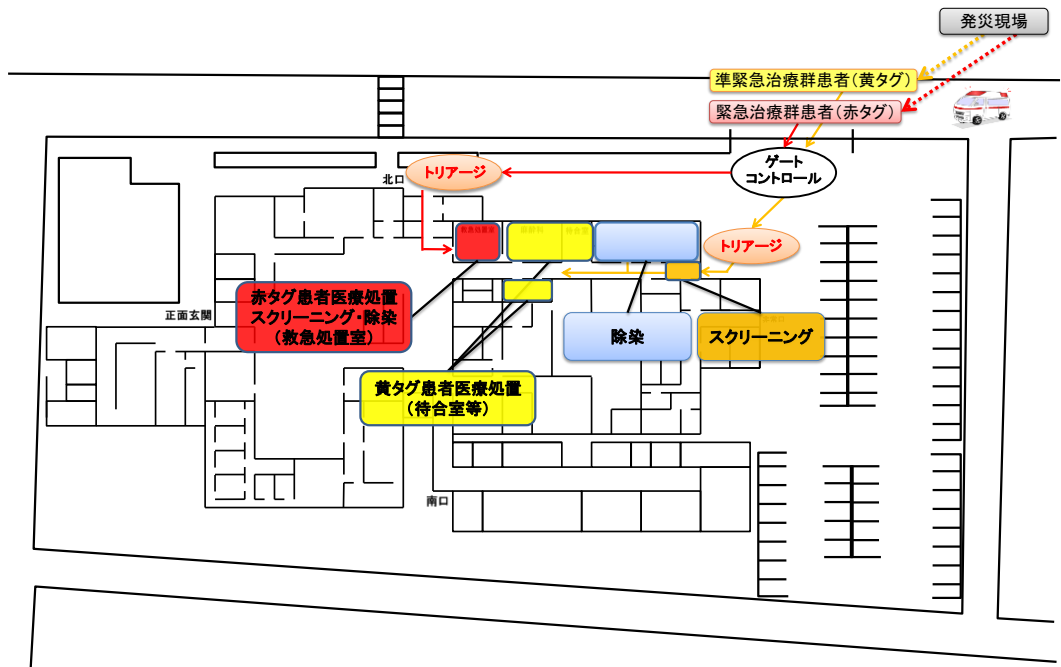


図8 青森県立中央病院における活動図

(弘前市立病院)



※ 主な動線のみ記載している。

図9 弘前市立病院（非被ばく医療機関）における活動図

【参考】訓練イメージ（これまでに実施された訓練の記録写真）



病院での受入（H22 熊本）



病院での受入（H23 長崎）



病院での医療処置（H22 茨城）



病院での医療処置（H24 滋賀）

(3) 青森空港における訓練（表4参照）

SCU（広域搬送拠点臨時医療施設）運営訓練

・負傷者の受入準備

内部被ばくが強く疑われる患者を放射線医学総合研究所（三次被ばく医療機関）へ航空搬送するため、青森県が消防、DMAT等とともにSCU（広域搬送拠点臨時医療施設）を青森空港消防倉庫内に設営する。

・負傷者の収容及び搬送準備

県内被ばく医療機関からヘリコプターにより搬送されてきた患者の収容を実施する。

患者のトリアージ実施後、容態を安定させるための医療処置を行うとともに、航空搬送に備え必要に応じて追加処置を実施する。その後、航空搬送の可否について最終判断を行った上で、患者を自衛隊輸送機に搬入するとともに、自衛隊（衛生要員）に引継ぎを行う。

表4 青森空港における訓練の流れ

時刻	行動等
1130	弘前市運動公園においてダーティボム爆発事案発生
1200	
1230	
1300	県職員、DMAT等順次到着、SCU設営開始
1330	
1400	ヘリ搬送された内部被ばくが強く疑われる患者（3名）順次到着 SCU内に患者収容、トリアージ・安定化処置等実施
1430	航空自衛隊輸送機（C-130H）到着
1500	患者をSCUから輸送機へ（自衛隊に引継ぎ）
1530	訓練終了

青字の到着時刻は仮想。

青森空港における訓練は、現実に想定される時間より3時間程度早めた設定としている。

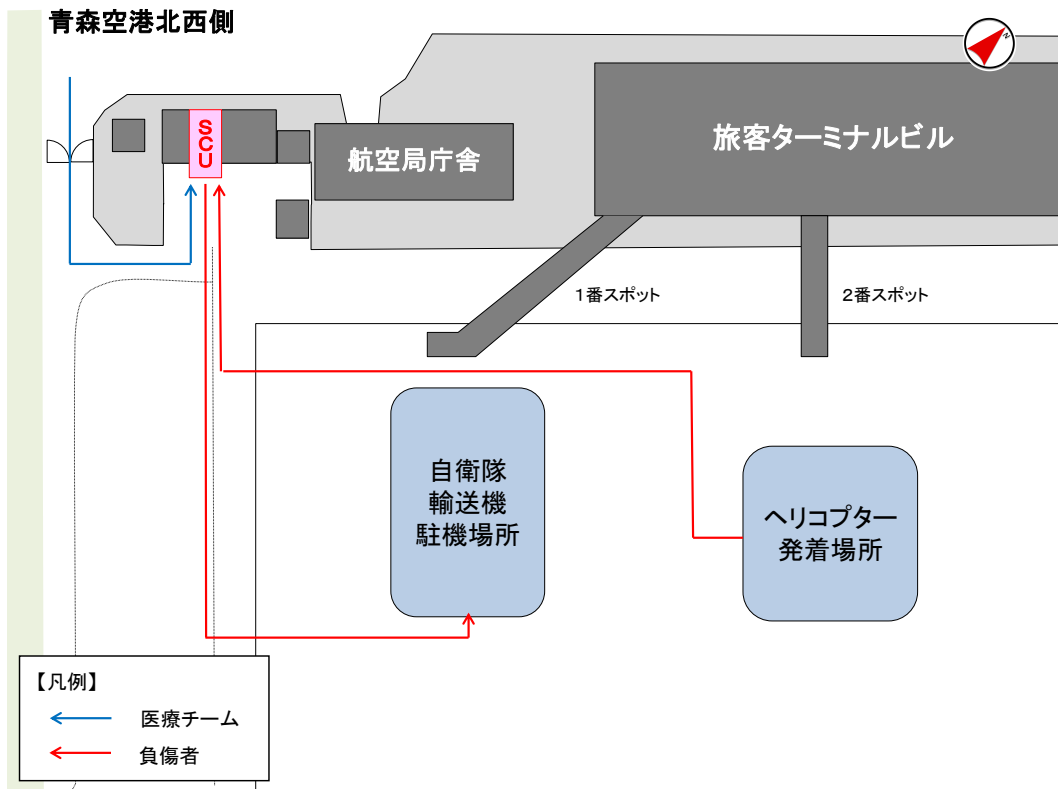


図 1 0 青森空港における活動図（全体図）

消防車庫

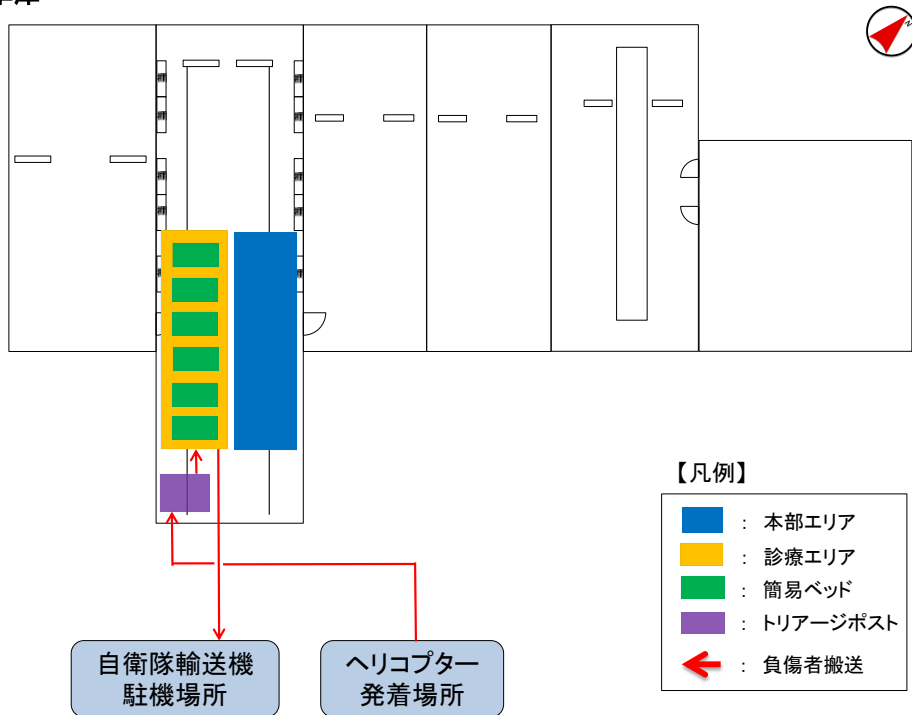


図 1 1 青森空港における活動図（SCU）

コラム：SCU（広域搬送拠点臨時医療施設）の運営

大規模地震等の災害により一度に多くの傷病者が広範な地域に発生した場合、被災地域の医療だけでは十分な対応が困難となることが想定されます。

このような大規模地震等発生時には、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム(DMAT)を速やかに被災地域に投入し、急性期の医療体制を確立するとともに、被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に搬送し、緊急に治療を行うための広域医療搬送を実施することにより、死亡や後遺症の減少を期すこととされております。

この広域医療搬送の対象となる傷病者は、收容されている被災地域内の災害拠点病院等から被災地域内の広域搬送拠点(民間や自衛隊の空港等)に搬送された後、被災地域外の広域搬送拠点への航空搬送を経て、被災地域外の医療機関に收容されることとなります。

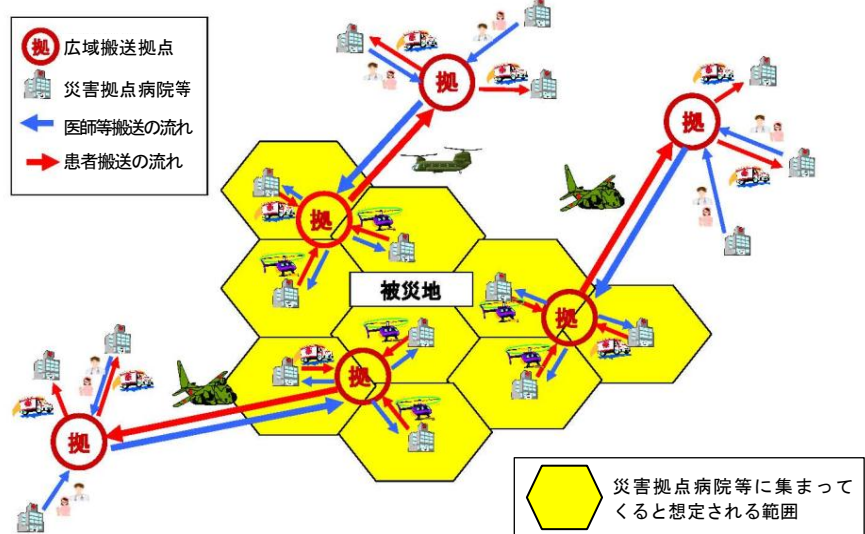
その際、患者の容態の安定化を図り、航空搬送のため

のトリアージなどを実施するための臨時医療施設として、被災地域内外の広域搬送拠点に設置されるものをSCU(Staging Care Unit)と言います。

ダーティボム事案を対象とする今回の訓練では、大規模地震等の災害とは異なり、外傷救命については県内の医療機関で十分対応が可能であると想定しております。その一方で、ダーティボムに起因する放射性物質によって内部被ばくしたことが強く疑われる患者については、専門的な医療処置を施すため、国指定の三次被ばく医療機関である(独)放射線医学総合研究所へ搬送することが必要となり、容態の安定した患者を対象に、航空自衛隊の輸送機による広域医療搬送を行うこととしております。このため、青森空港内にSCUを設置し、県内の災害派遣医療チーム(DMAT)が中心となって運営を行うこととしております。このように、急性期医療ではなく被ばく医療を目的としている点が、大規模地震等発生時における広域医療搬送とは異なる点であり、SCUの設置についても、放射線医学総合研究所に搬送すべき患者が確認されたことを受けて決定するものとしております。

今後も、被ばく医療に係る広域医療搬送を想定した訓練等を通じ、SCUの設置運営、患者搬送等の手順について検討を重ねていくことが重要です。

〈広域医療搬送活動イメージ図(内閣府HPより)〉



(4) 弘前市立東小学校等における訓練（表5参照）

ア 避難所運営訓練

- ・外部汚染のスクリーニング及び除染

保健所職員が専門機関（弘前大学大学院保健学研究科、県診療放射線技師会）の協力のもと、放射性物質による外部汚染のスクリーニングを実施し、外部汚染のあった被災者に対して除染（清拭）を行う。あわせて、問診により、スクリーニング結果の説明、症状の確認等を行う。

- ・安否情報の収集、メンタルヘルスへの配慮

被災者の安否情報を収集し、安否情報システムへの入力を行うとともに、心理学的情報提供としてのチラシの配布等を行う。

- ・リスクコミュニケーション

被災者に対し、専門家（弘前大学大学院保健学研究科）が、放射性物質による汚染、被災によるストレス、被ばく等に関する説明を実施する。

- ・給食

学校給食センターにおいて調理した食事（ごはん、豚汁）の提供を行う。

イ 遺族支援訓練（※サンライフ弘前で実施）

県警犯罪被害者支援室、日本赤十字社等による遺族対応（グリーフケア）を行う。

表5 弘前市立東小学校等における訓練の流れ

時刻	行動等
1130	<u>弘前市運動公園においてダーティボム爆発事案発生</u>
1200	弘前市学校給食センターで調理開始
1230	市職員、保健所職員、専門家、弘前市内医療チーム順次到着 避難所（医療救護所含む）開設、 遺体安置所開設
1300	順次、被災者（緑タグ・非負傷者）の受入れ 外部汚染のスクリーニング
1330	安否情報の収集、負傷者（緑タグ）への医療救護活動等 遺体（黒タグ）到着・収容、検視・遺族対応（グリーフケア）
1400	リスクコミュニケーション 給食
1430	
1500	
1530	訓練終了

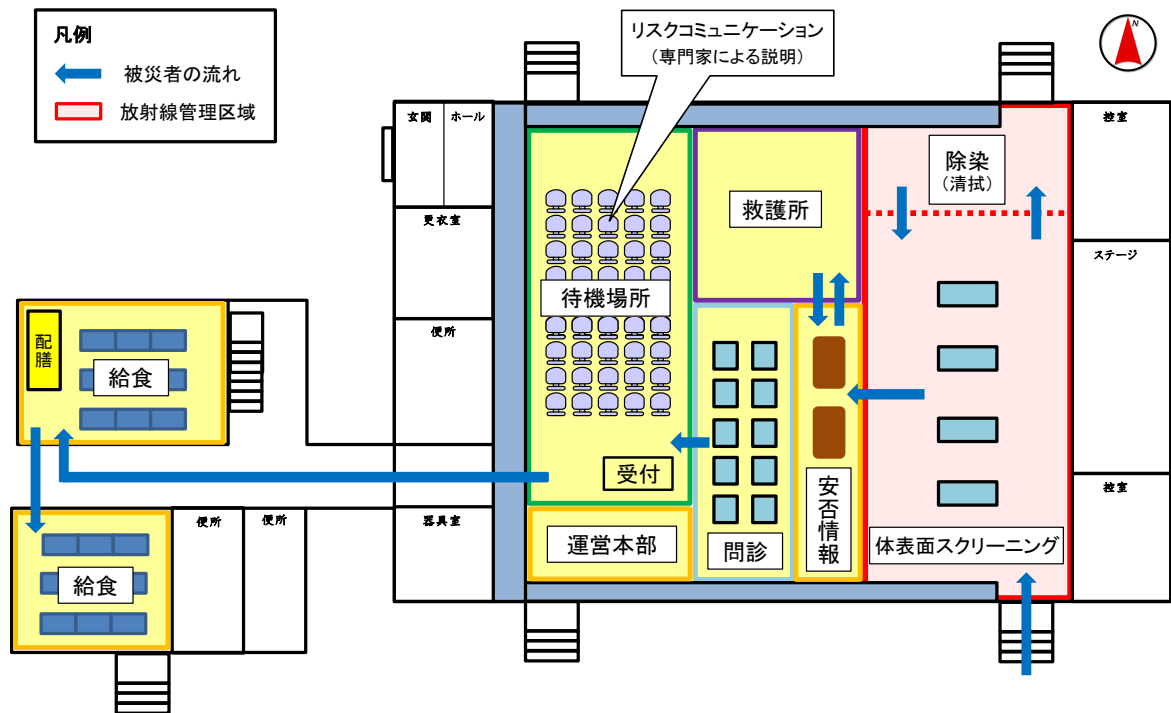


図 1 2 弘前市立東小学校における活動図

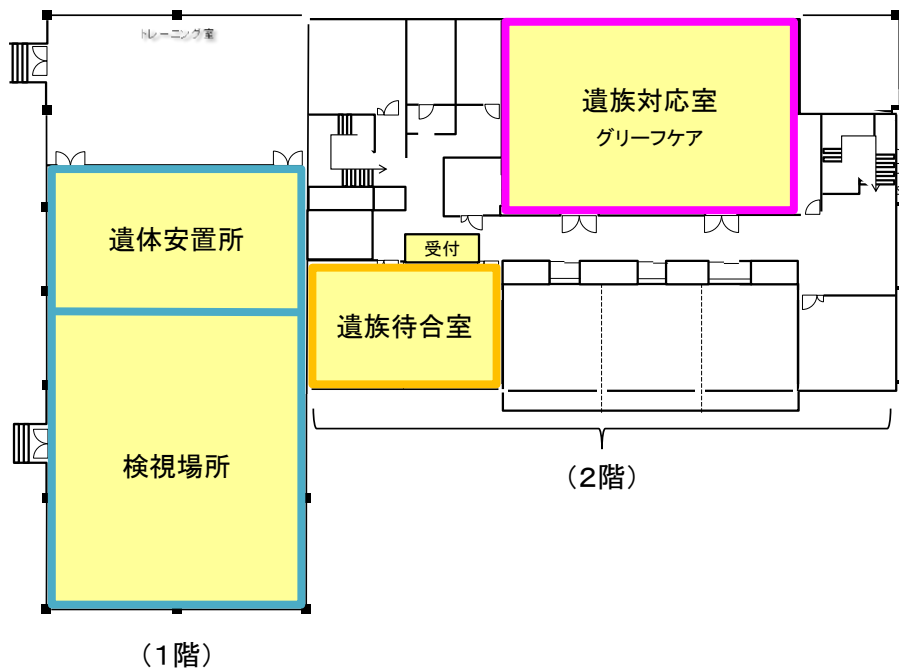


図 1 3 サンライフ弘前における活動図

【参考】訓練イメージ（これまでに実施された訓練の記録写真）



被災者の受付（H22 茨城）



安否情報の収集（H24 山形）



避難した被災者（H22 熊本）



避難した地域住民（H24 滋賀）



避難所での医療救護（H23 長崎）



炊き出し（H24 山形）

(5) 青森県弘前合同庁舎における訓練

ア 通信訓練（テレビ会議）

総理大臣官邸とテレビ会議システムにより接続し、協議・情報共有を行う。

イ 合同対策協議会運営訓練

政府、青森県、弘前市及び関係機関等による合同対策協議会を開催し、今後の対応課題等について、協議・情報共有を行う。

【参考】訓練イメージ（これまでに実施された訓練の記録写真）



テレビ会議（H22 茨城）



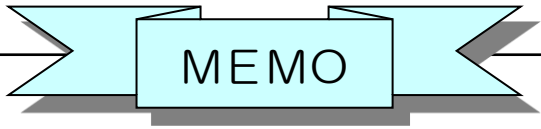
テレビ会議（H24 滋賀）



合同対策協議会（H23 長崎）



合同対策協議会（H24 山形）



A large, empty rectangular frame with a thin black border, intended for writing a memo.

参考 1 過去に実施した国民保護共同実動訓練について

(1) 山形県国民保護共同実動訓練（平成24年度）

ア 主催者

内閣官房、山形県、山形市

イ 実施年月日

平成24年11月20日（火）

ウ 訓練想定

JR山形駅に到着した電車内及びホームにおいて、化学剤(サリン)が散布され、多数の死傷者が発生する。その後、犯行グループは、駅に隣接するビルの爆破を予告する。



鉄道事業者による避難誘導



発災現場での救助活動



消防車両を活用した乾式除染



病院における湿式除染



現地調整所



避難した被災者

(2) 滋賀県国民保護共同実動訓練（平成24年度）

ア 主催者

内閣官房、滋賀県、野洲市

イ 実施年月日

平成24年10月20日（土）

ウ 訓練想定

JR東海道本線に仕掛けられた爆発物が爆発し、走行中の車両（4両編成）が脱線・大破して多数の死傷者が発生する。その後、近傍の線路上においても爆発物が発見される。



救出・救助



避難住民の誘導



鉄道事業者等による担架搬送



炊き出し



現地調整所



合同対策協議会

(3) 長崎県国民保護共同実動訓練（平成23年度）

ア 主催者

内閣官房、長崎県、大村市

イ 実施年月日

平成24年1月29日（日）

ウ 訓練想定

長崎空港ターミナルビル2階において、国籍不明の武装グループによる爆弾テロが発生し、国際線ターミナル周辺にいた利用客等に多数の死傷者が発生する。

ほぼ同時に箕島大橋においても爆発事案が発生し、橋梁が破損したため長崎空港は海上に孤立状態となる。



空港関係者による担架搬送



指定地方公共機関による被災者搬送



トリアージ後の応急救護



避難所における入国手続



現地調整所



テレビ会議

参考2 国民保護あれこれ

国民保護法とは

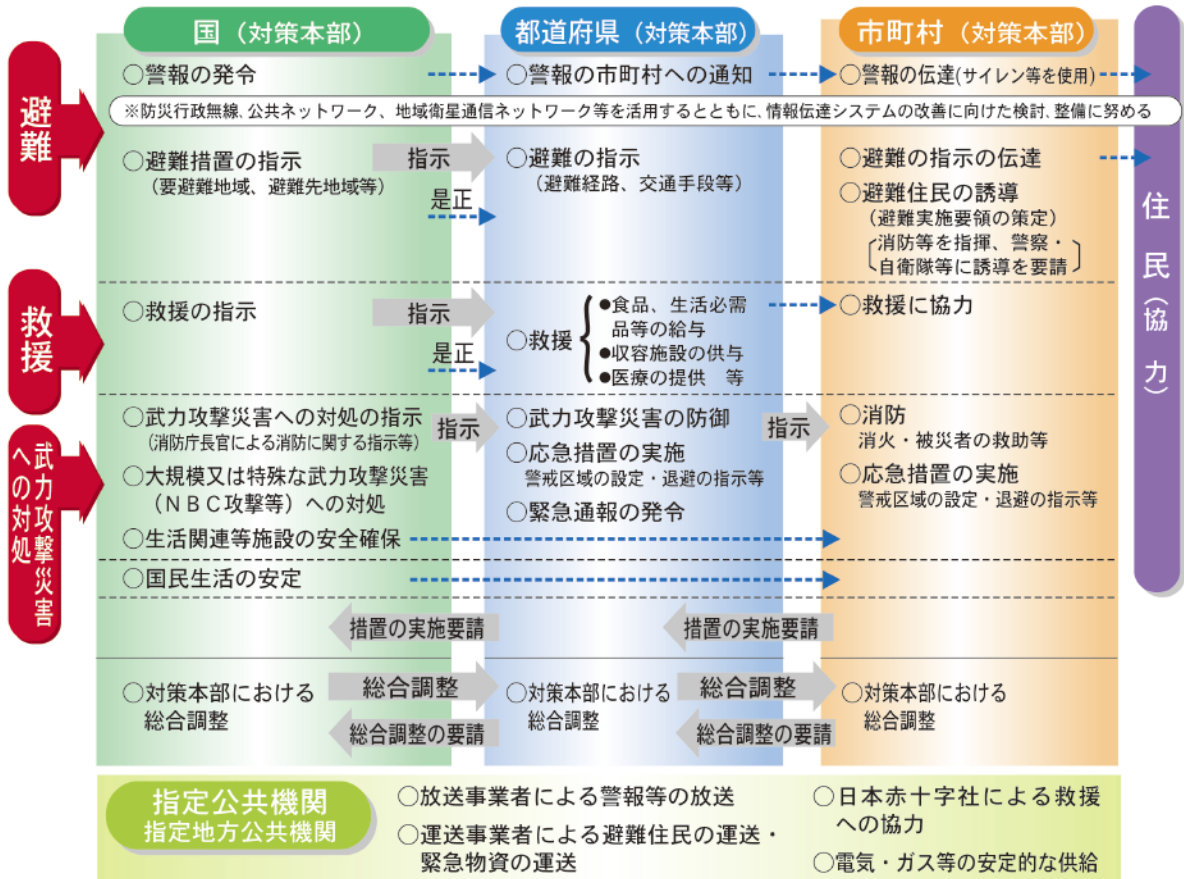
我が国を取り巻く安全保障環境については、冷戦終結後10年以上が経過し、我が国に対する本格的な侵略事態が発生する危険性は低下しているものの、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が差し迫った課題となっています。

こうした状況も踏まえ、平成16年9月、我が国に対する外部からの武力攻撃などにおいて、国民の生命、身体及び財産を保護することなどを目的とした国民保護法(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)が施行されました。

国民保護法においては、国は、武力攻撃やテロなどから国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があるときは、警報を発令して、みなさんに危険な状態になったことをお知らせすることとなっています。そして、国をはじめ、都道府県、市町村などの関係機関が、国民の保護のために情報の提供や避難の誘導、避難所の開設、救援物資の配布、救助活動、医療活動などの措置に迅速かつ全力を挙げて対応することとしています。

武力攻撃事態等における国民の保護のための仕組み

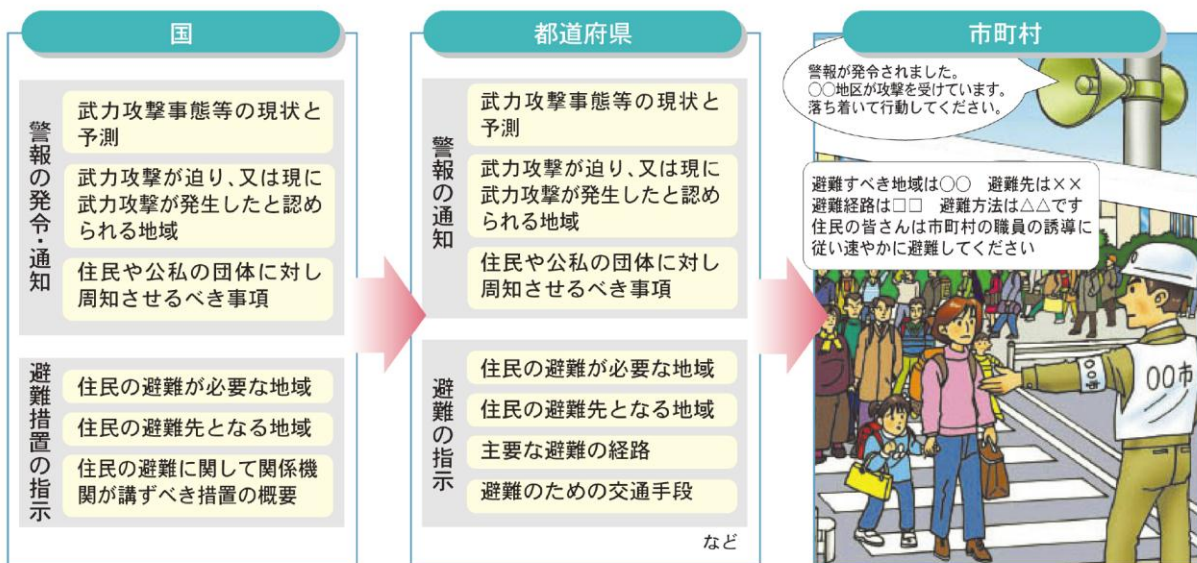
国民の保護のための措置は大きく、避難、救援、武力攻撃災害への対処の3つから構成されます。



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

避難の仕組み

- 国は、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、警報を発令して、直ちに都道府県知事に通知します。さらに、住民の避難が必要なときは都道府県知事に対して、住民の避難措置を講ずるよう指示します。
- これを受け、都道府県知事は、警報の通知や避難の指示を行います。そして、放送や市町村の防災行政無線を通じて、皆さんに情報が伝達されます。

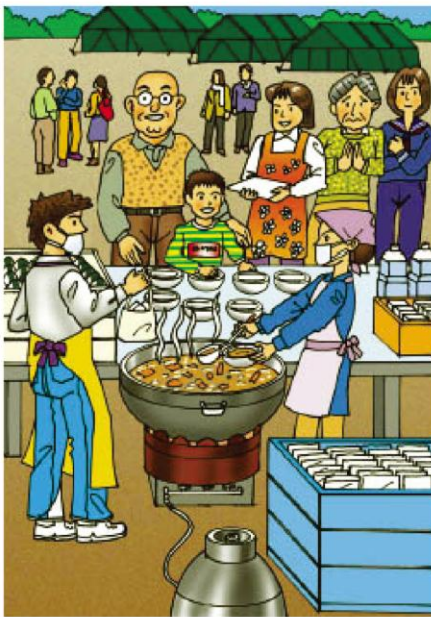


救援の仕組み

- 救援活動は、都道府県知事が中心となって、市町村や日本赤十字社と力を合わせて実施します。

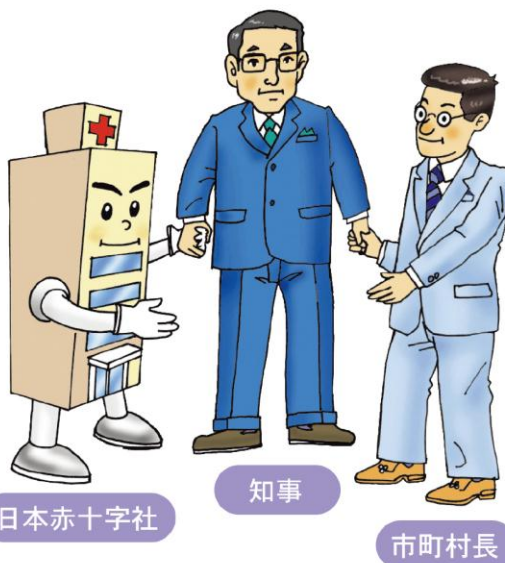
避難場所や医療の提供

避難してきた人々に宿泊場所や食品、医薬品などを提供



安否情報の収集や提供

行方不明になったり家族と離ればなれになった人たちのために安否情報の収集や提供を行う



日本赤十字社

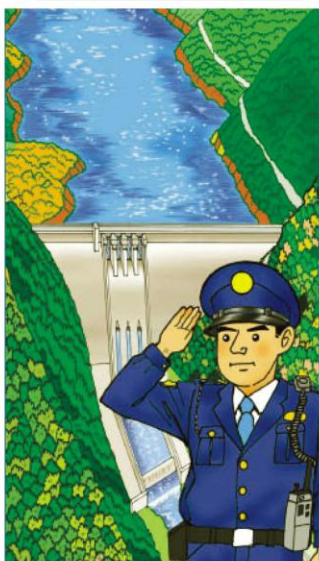
知事

市町村長

武力攻撃災害への対処

- 武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために、国と地方公共団体が一体となって対処します。

ダムや発電所などの
施設の警備

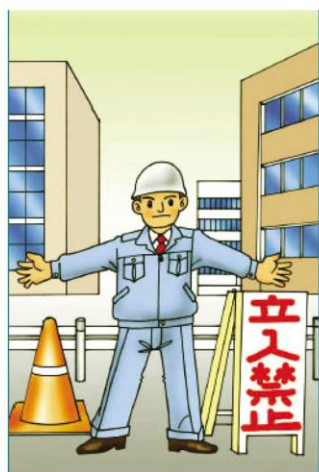


放射性物質などによる
汚染の拡大を防止



警戒区域を設定

住民が危険な場所に入らない
よう警戒区域を設定



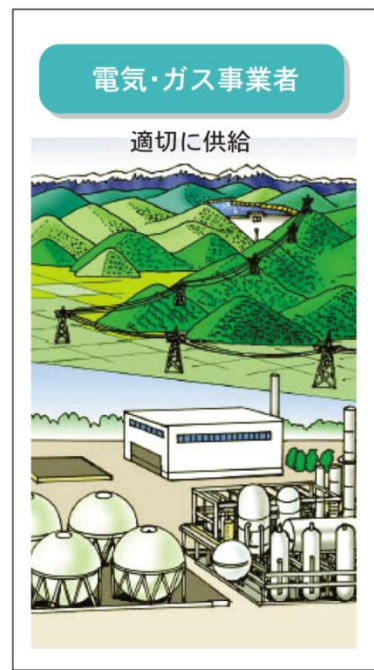
消防活動

消火や被災者の救助などの消
防活動



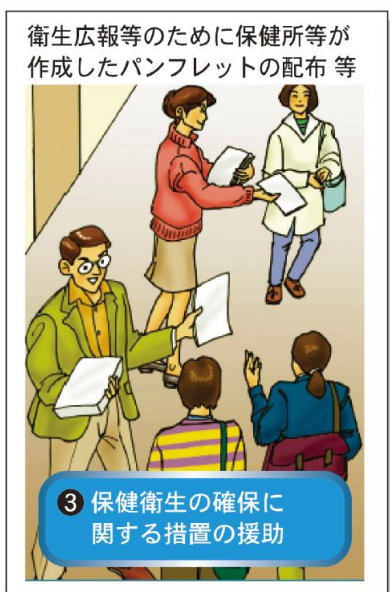
指定公共機関の役割

- 指定公共機関とは、国や地方公共団体と協力して、国民の保護のための措置を実施する機関のことをいいます。日本赤十字社や、日本放送協会(NHK)などの公共的機関や、電力会社やガス会社などの公益的事業を営む法人が、政令等で指定されています。
- 指定公共機関には、警報の放送や避難住民の運送など各々の業務に係る役割を果たしていただきます。



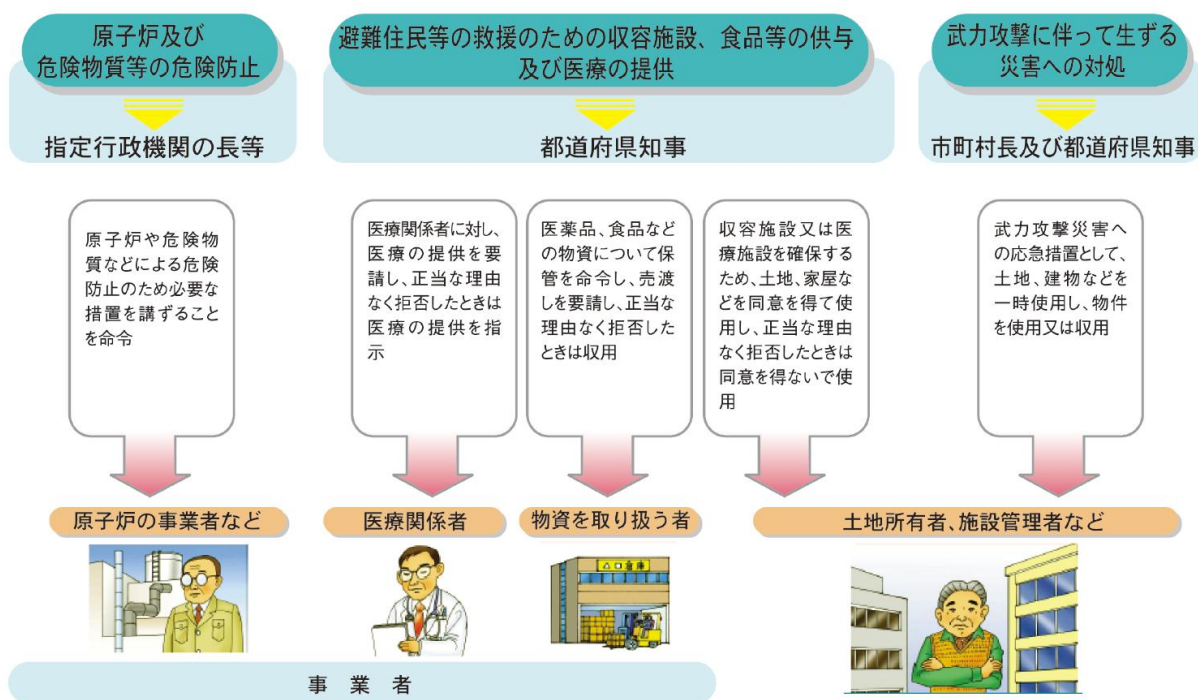
国民の協力

- 国民保護法では、「国民は、国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする」、「国民の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない」とされています。
- 国や地方公共団体は、協力の要請を行う場合は、安全の確保に十分配慮しなければなりません。さらに、武力攻撃事態等において要請に基づく協力により国民が死亡・負傷等した場合は、その損害を補償します。また、住民の自主的な防災組織やボランティアによる国民の保護のための活動に対し、必要な支援を行います。



国民の権利および義務に関する措置

- 国民保護法においては、「国民の保護のための措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない」(第5条第1項)、「国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民の保護のための措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想および良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない。」(第5条第2項)とされており、この原則に基づき、国民の権利および義務に関する措置については、限定的に規定されています。



武力攻撃事態の類型ごとの特徴

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、どのようなものとなるかについて一概にはいえませんが、国民の保護に関する基本指針においては、下記の4つの類型を想定し、国民の保護のための措置の実施にあたって留意すべき事項を明らかにしています。

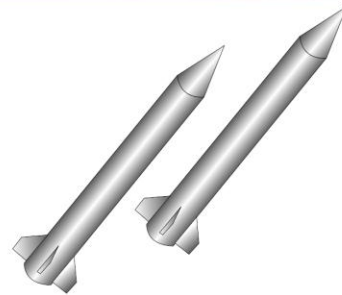
着上陸侵攻



■特徴

- 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。
- 航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。
- 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定されます。

弾道ミサイル攻撃



■特徴

- 発射前に着弾地域を特定することが極めて困難であり、短時間での着弾が予想されます。
- 弾頭の種類（通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか）を着弾前に特定するのが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なります。

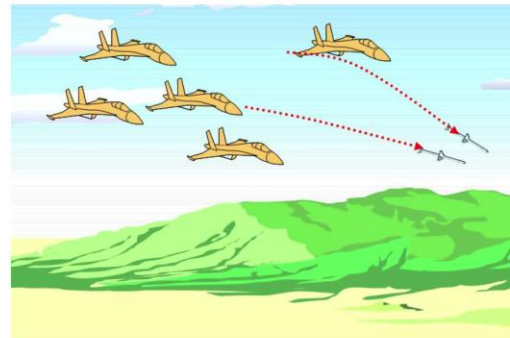
ゲリラ・特殊部隊による攻撃



■特徴

- 突発的に被害が発生することも考えられます。
- 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的ですが、攻撃目標となる施設（原子力事業所などの生活関連等施設など）の種類によっては、被害が拡大する恐れがあります。
- 核・生物・化学兵器や放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）が使用されることも想定されます。

航空攻撃



■特徴

- 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易ですが、予め攻撃目標を特定することが困難です。
- 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定されます。

緊急処理事態とは

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態をいいます。

攻撃の対象施設や攻撃の手段の種類により、以下に示すような事態例が考えられています。

～攻撃対象施設等による分類～

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

〈事態例〉

原子力事業所などの破壊

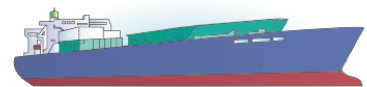
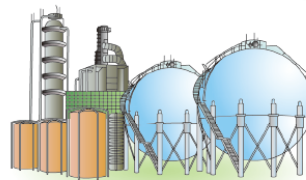
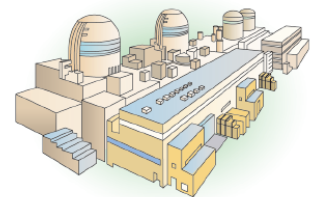
大量の放射性物質などが放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくします。

石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設などの爆破

爆発・火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどの被災により、社会経済活動に支障が生じます。

危険物積載船などへの攻撃

危険物の拡散により沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾や航路の閉塞、海洋資源の汚染など、社会経済活動に支障が生じます。

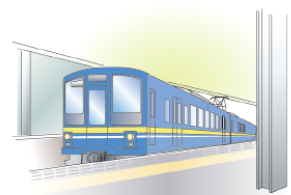
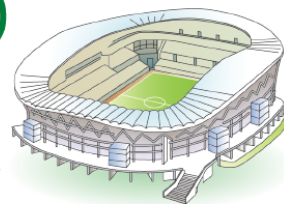


多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

〈事態例〉

大規模集客施設、ターミナル駅などの爆破

爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合は被害が多大なものとなります。



～攻撃手段による分類～

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

〈事態例〉

放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）

爆弾の破片や飛び散った物体による被害、熱や炎による被害などが発生し、放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもあります。



生物剤の大量散布

人に知られることなく散布することが可能です。また、発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動し、後に生物剤が散布されたと判明した場合には、既に広域的に被害が発生している可能性があります。ヒトを媒体とする天然痘などの生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられます。

化学剤の大量散布

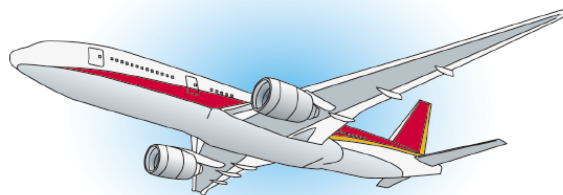
地形・気象などの影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリンなどの神経剤は下をほうように広がります。

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

〈事態例〉

航空機などによる自爆テロ

爆発・火災などの発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどが被災し、社会経済活動に支障が生じます。



参考3 国民保護ポータルサイト

内閣官房 国民保護ポータルサイト

Cabinet Secretariat Civil Protection Portal Site

ポータルサイト画面 トップページ

内閣官房 国民保護ポータルサイト
Cabinet Secretariat Civil Protection Portal Site

English サイトマップ 携帯サイト 印刷用PDF

Googleカスタム検索 検索

ホーム 国民保護とは 有事関連法制について 武力攻撃やテロなどから身を守るために(パンフレット) リンク

はじめに
国民保護法とは
国民保護の仕組み
武力攻撃事態の類型
緊急対処事態とは
情報伝達の手段
警報のサイレン
有事関連法制について
武力攻撃やテロなどから身を守るために(パンフレット)
参考資料
国民保護訓練
訓練の記録映像
国民保護研修会
避難施設
国民保護計画・国民保護業務計画
リンク集
国民保護用語集
お問い合わせ

国民保護ポータルサイト モバイル

首相官邸
Prime Minister of Japan and His Cabinet

はじめに

国民保護法は、正式には「武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律」とい、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されています。
[国民保護法の全文はこちらから]

記者発表

○国民保護法とは

- ・ 避難の仕組み、救援の仕組み
- ・ 武力攻撃事態の類型、緊急対処事態とは
- ・ 警報のサイレン など

○有事関連法制について

国民保護法、国民の保護に関する基本指針など

○武力攻撃やテロなどから身を守るために

避難にあたっての留意点など

○国民保護訓練

これまでに実施した訓練の概要

○訓練の記録映像

主な実動訓練の記録映像

○その他

関係機関の計画、都道府県避難施設一覧、国民保護研修会の概要、国民保護用語集、参考資料

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

武力攻撃やテロなどから身を守るために

知っておこう、備えておこう。

内閣官房

国民保護ポータルサイト

<http://www.kokuminhogo.go.jp>